

# Abolition of Small and Medium-sized Enterprises Finance Facilitation Act and Early Business Revitalization

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/34384">http://hdl.handle.net/2297/34384</a>

# 中小企業金融円滑化法の廃止と早期事業再生

加 藤 峰 弘

## 目 次

- I はじめに
- II 中小企業金融円滑化法の評価
- III 中小企業金融円滑化法の廃止と「政策パッケージ」
- IV 早期事業再生を促進する融資方法
- V リレーションシップ貸出の課題
- VI おわりに

## I はじめに

2012年3月末に改正中小企業金融円滑化法が国会で可決・成立し、中小企業金融円滑化法の1年延長が正式に決まった。同法の延長は2011年3月末に続き、2回目となる。しかし政府は2011年12月、同法を再延長する方針だけでなく、延長は今回限りとする方針を併せて公表した。簡潔に言えば、同法は中小企業から返済猶予などを要請された場合、銀行(預金取扱金融機関)に貸出条件の緩和に応じるよう努力義務を課した法律である。同法が返済猶予法やモラトリアム法と称されるゆえんである。同法が2013年3月末で廃止されるのに伴って、銀行が貸出条件の緩和に応じなくなり、資金繰り難から倒産に至る企業が顕著に増加するのではないかと、同時に融資先の大半を中小企業が占める地域金融機関が多額の不良債権を抱えることになり、経営が不安定化するのではないかと懸念が高まっている。

そのような事態が発生するのを回避すべく、政府は2012年4月に「中小企業

金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ(以下、「政策パッケージ」)を公表した。「政策パッケージ」は、銀行が中小企業の経営改善・事業再生の支援を行うに際し、その実効性を高めるために取り組むべき施策の枠組を示したもので、「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」、「企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携の強化」、「その他経営改善・事業再生支援の環境整備」の3つの柱で構成されている。要するに「政策パッケージ」は、銀行が中小企業金融円滑化法からの出口戦略を講じる上でどのような指針にしたがうべきかを、政府が提示したものといえよう。

しかし筆者は、「政策パッケージ」の柱の1つ、「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」について、銀行が融資業務とどのように関連づけるのかが明示されておらず、そこが不十分ではないかと考える。その理由は次の通りである。融資業務は銀行業の根幹を成すが、早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた融資方法に、銀行がより積極的に取り組むことによって融資先企業の事業再生支援＝再生支援業務の基盤はいっそう強固なものになると考えられる。しかも2007年3月期に施行されたバーゼルⅡと13年に適用が始まるバーゼルⅢによって、銀行はできる限り早い段階での事業再生支援が必要となっている。このようにプルーデンス政策上も銀行は早期事業再生に取り組まなければならない。要するに筆者は、過渡的な「中小企業金融円滑化法からの出口戦略の構築」を恒久的な「事業再生支援体制の基盤強化」につなげるには、銀行業の根幹を成す融資業務と結びつけることが重要であると考えられる。

本稿は、以上のような問題認識に基づき、中小企業金融円滑化法と「政策パッケージ」について検証するとともに、銀行が事業再生支援体制の基盤強化を行う上で鍵となる、早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた3つの融資方法——リレーションシップ貸出、動産・債権担保融資、およびコベナンツ・ファイナンス——について考察し、さらにその中でも基盤となるリレーションシップ貸出の課題を取り上げることが目的としている。

本稿の構成は次の通りである。Ⅱでは、中小企業金融円滑化法の概要を確認し、そして同法の功罪について検証する。Ⅲでは、「政策パッケージ」の内

容を検証する。Ⅳでは、まず早期事業再生の意義を確認し、次に早期事業再生とパーゼルⅡ・Ⅲの関連について考察し、次に早期事業再生を促進する融資方法である、リレーションシップ貸出、動産・債権担保融資、およびコベナンツ・ファイナンスについて考察する。Ⅴでは、早期事業再生を促進する3つの融資方法の中で中心的地位を占めるリレーションシップ貸出の課題を取り上げる。Ⅵでは、前章までの議論を踏まえて若干の付言を行う。

## Ⅱ 中小企業金融円滑化法の評価

### 1. 金融検査マニュアルの改定と中小企業金融円滑化法

周知のように、2008年9月のリーマン・ショックを契機とする世界金融危機の勃発とそれに続く世界同時不況の発生によって、日本経済は外需の急激な減少を主因として景気が著しく悪化した。特に、大企業に比べて財務基盤が脆弱な中小企業は深刻な資金繰り難に見舞われることになった。それを受けて金融庁は同年11月、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」を公表し、それに沿って金融検査マニュアルを改定し、中小企業に限って銀行の自己査定における要管理先債権の基準見直しを行った。その具体的な内容は次の通りである。金融検査マニュアルでは、貸出条件を緩和した債権は原則的に要管理先債権と見なされるが、例外的に「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されており、3年以内に正常先債権となることが認められる場合には、その限りではないとされている。しかし、改定後は中小企業に限って経営改善計画の期間が3年から原則5年、最長10年に延長された。また、中小企業については、同計画が策定されていなくても、今後の経営改善の見通しが立てば、同計画が策定されているのと同様に取り扱うことになった。たとえば、銀行・企業間で合意された資産売却や経費削減の予定、新製品等の開発計画や収支改善計画などがあれば、銀行側が中小企業の経営実態を詳細に把握した上で分析・作成した資料を経営改善計画と見なすことになった。このように金融検査マニュアルが改定されたことで、銀行は従来よりも貸出条件の緩和に応じやすくなった。

そして2009年秋の政権交代を経て、亀井静香金融担当大臣の肝煎りにより、

同年11月30日に国会で中小企業金融円滑化法が可決・成立し、12月3日に公布され、翌4日に施行された。同法は経済危機により業績が悪化した中小企業や失業・所得減に見舞われた家計の資金繰りを支援することを目的に制定された法律である。銀行に対し、中小企業や住宅ローンの借手から貸出条件の見直しを要請された場合、融資期間の延長等の条件変更にできる限り応じるように努力する義務を課す。銀行はまた、一定期間ごとに条件変更に応じた件数・金額などを開示・報告する義務も課される。上場銀行は3ヵ月ごと、未上場銀行(協同組織金融機関を含む)は6ヵ月ごとに条件変更実績を開示・報告する。虚偽の場合には罰則(1年以下の懲役または300万円以下の罰金)が科される。同法は当初、2011年3月末までの時限立法であったが、世界的な経済危機の影響が色濃く残っており、中小企業の資金繰りや業況が依然として厳しいことを理由に、政府は12年3月末まで1年間延長し、さらに11年12月には東日本大震災や円高、欧州債務危機など中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しいことを理由に13年3月末まで再延長する方針を発表した。ただし政府は2011年12月、金融規律を確保すべく、言い換えるとモラルハザードを排除すべく再延長は今回限りとする方針も併せて発表した。

また、金融庁は2008年11月に引き続き、09年12月に中小企業金融円滑化法の施行に合わせて金融検査マニュアルを改定した。その内容は次の通りである。中小企業については、人材の不足などによって迅速に経営改善計画が策定できないことも想定される。そのような中小企業固有の事情に配慮し、1年以内に同計画が策定できる見込みがあれば、要管理先債権に分類されないことになった。ここでの「見込み」とは、銀行・企業間で合意に至っていないものの、当該企業が経営改善・事業再生に活用できる資源等(たとえば、売却可能な資産、削減可能な経費、新製品等の開発計画)を備えていることが確認でき、かつ経営者が同計画を策定する意思を持っている場合を指す。このように金融検査マニュアルが再び改定されたことで、銀行はいっそう貸出条件の緩和に応じやすくなった。

リーマン・ショック後の2回にわたる金融検査マニュアルの改定と中小企業金融円滑化法との関係については、次のようにいえよう。前者によって銀行が貸出条件の緩和に応じやすい環境が整備された。つまり前者は、銀行に

対して「飴」の役割を果たしたとあってよい。後者は、銀行に対して借手からの要請があれば貸出条件を見直すように努力する義務を課したにすぎないものの、同時に条件変更実績の開示・報告義務を課したため、銀行業が規制業種に属することと考え合わせると、その強制力は実際にはきわめて高かったと判断される。つまり後者は、銀行に対して「鞭」の役割を果たしたとあってよい。このように飴と鞭が使い分けられ、銀行は財務内容が極端に悪化した中小企業でない限り、貸出条件の変更要請に応じざるを得なくなったのである。

## 2. 中小企業金融円滑化法施行後の状況

### (1) 中小企業の状況

まず、中小企業金融円滑化法施行後に中小企業が銀行からどれほど貸出条件の変更等を受けているのかを確認しよう。図表1が示すように、同法施行から2012年3月末までの中小企業に対する貸出条件の変更等の実行状況は、四半期ごとに約30万件のペースで増加しており、累計で約289万件に達している。実行率は2012年3月末で92.3%と非常に高く、さらに審査中・取り下げを除いた実行率を見ると実に97%超で推移しており、ここから銀行がほとんどの中小企業の貸出条件の緩和要請に応じていることが理解されよう。また、債務者数＝同法を利用した中小企業数は公表されていないものの、浅井・高橋・千葉(2012)によると、平均取引銀行数を3.5<sup>1)</sup>、再申請率を80%<sup>2)</sup>と仮定すれば、約45万社と推計されるという。総務省「事業所・企業統計調査」において中小企業数(会社数＋個人事業者数)は約419.8万社とされているので、全国の中小企業の1割強が貸出条件の変更を受けたことになる。また、金融庁は、同法を利用した企業数は30－40万社程度で、経営改善計画を策定できておらず、本格的な事業再生支援が必要な企業は5－6万社と推計している(長谷川, 2012)。

また、帝国データバンクが2011年12月－12年1月に行った調査によると、①中小企業金融円滑化法を利用した企業の50.7%の企業が複数回の貸出条件の変更を受けた、②条件変更を受けた当初の経営改善計画の進捗状況について、41.7%の企業がほぼ計画通りであるものの、33.9%の企業が計画を下回っている、③33.9%の企業が(自社の属する地域や業界の)需要は長期的にも本

図表1 各期末までの申込件数(累計)、その処理の状況、および実行率

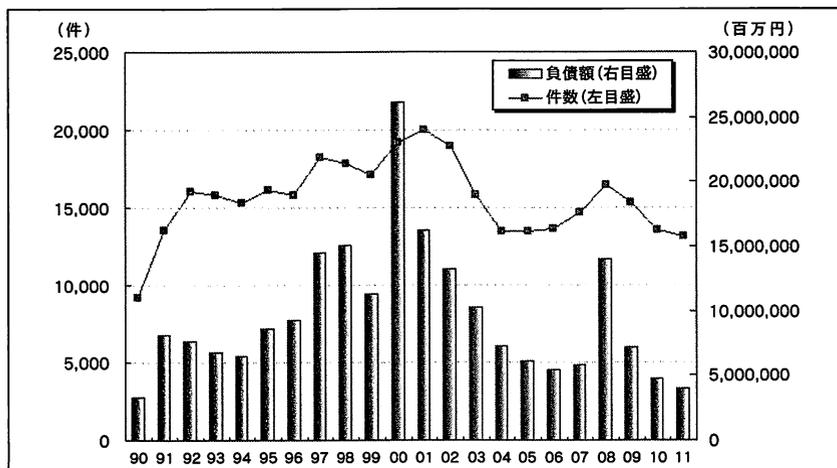
	2009年 12月末	2010年 3月末	2010年 6月末	2010年 9月末	2010年 12月末	2011年 3月末	2011年 6月末	2011年 9月末	2011年 12月末	2012年 3月末
申 込	119,851	476,239	805,571	1,122,367	1,454,551	1,811,492	2,148,124	2,456,634	2,770,508	3,133,742
取り下げ	1,241	15,688	29,571	39,697	48,902	57,580	67,228	74,892	81,684	89,254
審査中	69,827	91,794	84,798	68,141	78,455	79,527	76,970	63,790	70,263	72,403
謝 絶	315	6,890	18,655	28,153	37,338	46,115	54,648	63,190	70,312	78,698
実 行	48,468	363,569	672,547	986,375	1,289,856	1,628,270	1,949,278	2,254,762	2,548,249	2,893,387
実行率	40.4%	76.7%	83.5%	87.9%	88.7%	89.9%	90.7%	91.8%	92.0%	92.3%
審査中・取り下げを除いた 実行率(注)	99.4%	98.2%	97.3%	97.2%	97.2%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%	97.4%

注：実行件数／(実行件数＋謝絶件数)。  
出所：金融庁(2012c)、1ページから抽出。

格回復を見通せないと考えているという(帝国データバンク, 2012)。この調査結果②と③から、条件変更を受けた企業(上述のように約45万社と推計される)のおよそ1/3, すなわち約15万社が経営改善・事業再生の対象になると推計される。

次に、近年の企業倒産の状況について確認しよう。図表2が示すように、2011年度の企業倒産件数は13,179件(前年度比2.9%減)、負債額は3兆9,931億2,600万円(同15.5%減)で、いずれも3年連続の減少になった。たしかに、2008年度は世界的な経済危機の勃発により、前年度に比べ倒産件数・負債額は顕著に増加したものの、09年度以降はその影響が色濃く残り、しかもリーマン・ショック以降、円高が急激に進行し、11年3月には東日本大震災が発生したにもかかわらず、企業倒産件数がこのように減少し続けているのは、中小企業金融円滑化法の施行をはじめ一連の中小企業支援策が功を奏しているからにはかならない。前田(2012)によると、東京商工リサーチの友田信男取締役情報本部長は同法によって年間約5,000件の倒産が回避されたと見ているという。

図表2 年度別倒産件数・負債額の推移(1990年度以降)



出所：(財)企業共済協会(2012)「企業倒産調査月報」5月号；

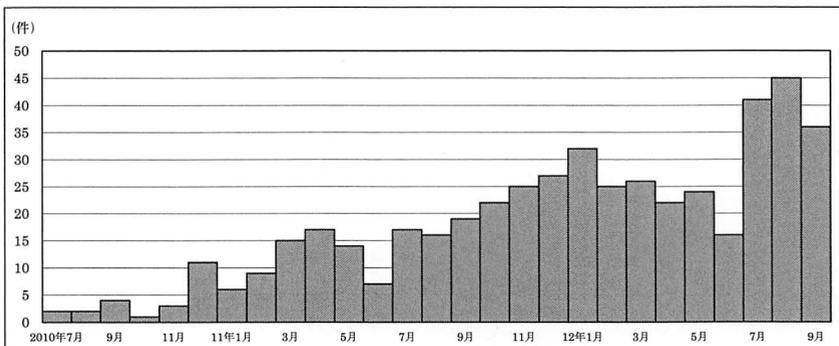
<http://ri.bmaa.jp/home/kigyuu-tousan-chousa-geppou/qi-ye-dao-chan-diao-cha-yue-bao/kigyuu-tousan-chousa-geppou-htmlban/ping-cheng24nian5yue-hao-3yue-diao-zha-su-bao>

このように、一連の中小企業支援策によって、現在のところ企業倒産件数は低い水準に抑えられているが、足元では中小企業金融円滑化法を利用したものの返済猶予期間中に業績が回復せず倒産に至った中小企業の数が顕著に増加し始めている。図表3が示すように、帝国データバンク(2012)では、同法を利用して返済条件の見直しを受けた企業の倒産件数は2012年1月から9月の累計で267件に上り、すでに11年の合計194件をすでに大きく上回っている。また、同法の利用後に倒産した企業は、経営改善計画を策定できないまま、もしくは経営実態が同計画と著しく乖離したまま事業継続が不可能になった事例が多い。つまり、本業不振により倒産に至った企業が多々見受けられる。銀行がこれまで以上に積極的に再生支援業務に取り組まなければ、このように本業不振によって倒産に至る企業が今後も増えていくと推察される。前田(2012)によると、前出の友田氏は同法の廃止に伴って2013年の倒産は3万件に近づくと試算しているという。

(2) 銀行の状況

まず、直近のデータに即して、邦銀が抱える不良債権額が近年、どのように推移してきたのかを概観しよう。図表4は金融庁が2012年8月に公表した「金融再生法開示債権の推移等」で、02年3月期から12年3月期における邦銀の貸出債権に関する様々なデータが記されている。この図表から次のことが

図表3 中小企業金融円滑化法を利用した企業の倒産件数



出所：帝国データバンク(2012)，1ページ。

図表4 金融再生法開示債権の推移等

		2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期		
(11)	都銀・旧長信銀・信託	総与信(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,662,870	2,757,540	2,798,260	2,899,090	2,699,540	2,639,270	2,704,700	
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	46,940	41,440	38,590	48,080	50,310	48,600	49,830		
		破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	5,180	4,050	4,490	11,610	9,290	6,650	5,370	
		危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	19,020	19,550	17,130	25,000	29,120	26,580	29,340	
		要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,750	17,850	16,970	11,470	11,900	15,370	15,120	
		正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,615,930	2,716,090	2,759,670	2,851,010	2,649,220	2,590,670	2,654,870	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	1.8	1.5	1.4	1.7	1.9	1.8	1.8		
		不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.3	0.3	0.4	1.9	1.0	0.4	0.3	
		実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.5	3.3	2.7	2.9	3.2	3.2	
		(107)	地域銀行(地方銀行・第二地方銀行)	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,911,860	1,969,030	2,018,110	2,088,270	2,083,270	2,111,180
金融再生法開示債権(億円)			148,220	146,600	127,920	103,670	86,780	78,300	75,470	71,500	66,890	66,750	68,400	
破産更生等債権(億円)	38,750		35,370	28,580	21,720	18,400	16,620	15,690	22,290	19,450	17,260	14,610		
危険債権(億円)	63,360		62,390	58,610	50,900	44,220	40,980	40,180	39,350	38,160	39,900	42,440		
要管理債権(億円)	46,110		48,840	40,730	31,050	24,150	20,690	19,600	9,870	9,280	9,600	11,350		
正常債権(億円)	1,702,920		1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,825,080	1,890,730	1,942,630	2,016,760	2,016,380	2,044,420	2,093,140		
不良債権比率(%)	8.0		7.8	6.9	5.5	4.5	4.0	3.7	3.4	3.2	3.2	3.2		
	不良債権処分損(兆円)		2.0	1.6	1.9	0.9	0.6	0.8	0.7	1.2	0.7	0.6	0.3	
	実質業務純益(兆円)		1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8	1.1	1.8	1.8	1.7	
	(445)		協同組織金融機関	総与信(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080	902,330	906,780	907,660	921,620	924,700	914,530
		金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900	57,550	56,630	51,640	50,620	50,930	53,630	
破産更生等債権(億円)		29,920	29,550	26,580	22,350	19,450	18,320	17,800	19,660	18,670	16,670	15,640		
危険債権(億円)		35,970	36,070	33,610	31,040	29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,750	32,980		
要管理債権(億円)		26,460	26,050	19,900	16,390	13,350	11,060	10,040	4,850	4,150	4,510	5,010		
正常債権(億円)		863,240	853,530	847,320	838,290	840,390	849,210	850,990	869,950	874,040	863,550	862,100		
不良債権比率(%)		9.7	9.7	8.6	7.7	6.9	6.3	6.2	5.6	5.5	5.6	5.9		
		不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.8	0.6	0.3	0.4	
		実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3	1.3	1.2	0.0	1.1	1.1	1.0	
		(563)	預金取扱金融機関	総与信(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980
	金融再生法開示債権(億円)		524,420	445,070	346,020	249,040	195,620	177,290	170,680	171,220	167,820	166,280	171,860	
破産更生等債権(億円)	103,960		87,020	70,090	54,660	43,030	38,990	37,980	53,560	47,420	40,570	35,630		
危険債権(億円)	229,120		166,200	145,490	119,400	92,340	88,700	86,100	91,470	95,070	96,230	104,750		
要管理債権(億円)	191,340		191,840	130,440	74,990	60,250	49,600	46,610	26,190	25,330	29,480	31,480		
正常債権(億円)	5,551,930		5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410	5,456,030	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110		
不良債権比率(%)	8.6		7.8	6.3	4.6	3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	
	不良債権処分損(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4	0.8	1.5	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	
	実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1	7.1	6.7	6.3	3.9	5.8	6.1	5.9	

注：1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は2012年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、2002年3月期は日本興業銀行を含み、04年4月に普通銀行へ転換した新生銀行および06年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。

4. 地域銀行の計数は、2003年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

5. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行および協同組織金融機関を集計したものである(信農連等は含まない)。

ただし、不良債権処分損および実質業務純益については、信農連等および商工中金を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。

7. 2007年9月期～10年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の金融庁公表数値と異なる。

出所：金融庁ホームページ；<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20120824.html>

読み取れる。すなわち、どの業態も2002年3月期から08年3月期にかけて不良債権額・比率が顕著に減少・低下しており、また09年3月期以降は、日本経済がリーマン・ショック後の世界的な経済危機などに見舞われたにもかかわらず、地域銀行、協同組織金融機関では不良債権額・比率はむしろ減少・低下し、都銀・旧長信銀・信託ではそれらはやや増加・上昇したものの、邦銀全体(預金取扱金融機関)ではそれらはほぼ横ばいで推移している。このように、図表4を見る限り、2008年9月以降、日本経済が危機的な状況に直面しているにもかかわらず、邦銀にとって経営上、不良債権処理は2000年代前半ほど重要な課題とはなっていない(ただし、協同組織金融機関については、2012年3月期には不良債権比率が5.9%と他の業態に比べて水準が高く、不良債権処理は経営上、2000年代前半ほどではないものの、重要な課題である)。

しかしこれは、企業倒産件数が近年、減少し続けているのと同様に、中小企業金融円滑化法の施行をはじめ一連の中小企業支援策が功を奏しているからにほかならない。こうして見かけ上、不良債権額・率が横ばいで推移する一方、銀行の自己査定において「その他要注意先」(要注意先から要管理先を除いた先)＝不良債権予備軍が急増している。図表5により、このことを確認しよう。預金取扱金融機関の「その他要注意先」に分類した貸出債権は2012年3月末で63.2兆円に上り、5年前の07年3月末(50.8兆円)に比べ24%も増加した。同債権全体に占める比率も10.7%と、5年前の9.2%から1.5%増加した。業態別では、中小企業との取引の多い地域銀行(主に地銀、第二地銀)が5年前に「その他要注意先」に分類した貸出債権は22.1兆円であったが、直近は28.6兆円に拡大し、同債権全体に占める比率も11.9%から13.6%に高まっている。以上から、本来ならば不良債権に分類すべき貸出債権が相当数「その他要注意先」の中に紛れ込んでいると推察される。

### 3. 小 括

本節では、前節の考察を踏まえながら、中小企業金融円滑化法の評価を行いたい。同法は「危機対策」の一環として十分に機能したといえよう。2008年9月以降、日本経済が危機的な状況に直面しているにもかかわらず、企業倒産件数が低い水準に抑えられ、また不良債権額・率が増加・上昇していない

図表5 自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行)											
	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7
【(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6
その他要注意先	34.5	29.0	21.2	14.6	11.8	14.0	14.6	17.4	17.2	15.5	14.2
地域銀行(107行)											
	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	175.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.7
【(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.3
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.9
その他要注意先	28.3	25.2	22.4	20.6	20.5	22.1	23.2	26.8	29.4	28.9	28.6
全国銀行(118行)											
	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	418.7
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	46.0
【(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8
その他要注意先	63.7	54.8	44.2	35.5	32.5	36.6	38.3	45.2	47.6	45.3	43.4
預金取扱金融機関(601機関)											
	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	508.1
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	66.3
【(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6
その他要注意先	80.9	71.3	59.6	49.7	46.3	50.8	53.1	62.6	68.0	65.8	63.2

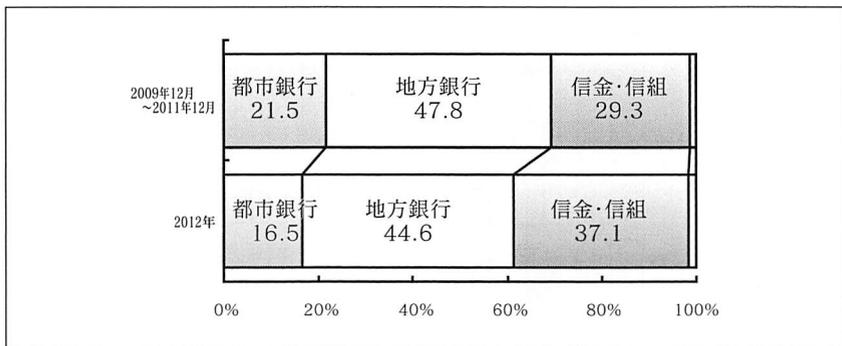
- 注：1. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞が発生し、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。  
 2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、2003年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(2004年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び06年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信販連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信販連等及び商工中金を含まない。  
 7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。  
 8. ( )内は2012年3月期時点の対象金融機関数。

出所：金融庁ホームページ；<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20120824.html>

のは、同法の施行をはじめ一連の中小企業支援策が功を奏したからにはほかならない。しかしながら、その一方で中小企業サイドでは、貸出条件の緩和要請を繰り返す、経営改善計画を策定しようとしななどモラルハザードが生じていることが指摘され、また足元では同法を利用したにもかかわらず倒産に至った中小企業の数も顕著に増加し始めている。銀行サイドでは、「その他要注意先」=不良債権予備軍が積み上がっている。それは潜在的な不良債権とってよく、特に中小企業との取引が大半を占める地域銀行と協同組織金融機関について、近い将来、経営を不安定化させるのではないかと懸念されている。帝国データバンク(2012)によると、2012年に入って同法を利用後に倒産した企業のうち、信金・信組をメインバンクとするものが顕著に増加しているという(図表6)。

以上のように、2008年9月以降の厳しい経済情勢の下で、中小企業金融円滑化法は「激変緩和措置」の一翼を十分に担ったといえるものの、企業サイドでモラルハザードを生じさせ、銀行サイドで潜在的な不良債権を増加させた。つまり、同法は功罪を併せ持ち、現時点では明確な評価はできないと考える。そして、同法に対する最終的な評価は、同法の廃止後に邦銀が一般的に融資先企業の経営改善・事業再生の支援に成功するか否かにかかっている。つまり、邦銀が今後、経営改善・事業再生の支援によって企業倒産を抑制すればするほど、結果的に同法の評価は高まると考える。

図表6 中小企業金融円滑化法利用後倒産 メインバンクの割合(429社中)



出所：帝国データバンク(2012)，2ページ。

### Ⅲ 中小企業金融円滑化法の廃止と「政策パッケージ」

#### 1. 中小企業金融円滑化法廃止の影響

前章で考察したように、中小企業金融円滑化法は銀行サイドで潜在的な不良債権を増加させた。しかし、同法廃止直後の2013年4月1日を境に、不良債権予備軍が不良債権に転じて邦銀の多くが不良債権問題に見舞われるわけではない。ましてや中小企業の倒産が急激に増加するわけではない。なぜなら、2008年11月と09年12月の金融検査マニュアルの改定は恒久化されており、同法が廃止されても銀行は差し当たり、自己査定を見直す必要がないからである。とはいえ、2012年に入って同法を利用後に倒産した企業の数が増していることもあって、同法廃止後に銀行が97%超の高い割合で中小企業の貸出条件の変更要請に応じることは考えづらい。銀行は条件変更を受けた企業について経営改善計画の進捗状況を慎重に見極め、それが計画を下回る場合には債務者区分を見直し、要管理先債権とする可能性が高い。1990年代後半から続くデフレ、超円高、欧州債務危機の深刻化など中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、こうした状況が続けば、業績が低迷して不良債権と位置づけられる中小企業が続出すると考えられる。そしてそれは銀行、特に融資先の大半を中小企業が占める地域金融機関の財務内容の悪化につながることになろう。浅井・高橋・千葉(2012)によると、貸出条件を緩和した債権のうち1/3がランクダウン(うち1/2が破綻懸念先にランクダウン)したと仮定すると、全国銀行ベースで貸倒引当金は4割強増加すると試算されるという。以上のように、同法の廃止は中小企業サイド、銀行サイドにも短期的にはさほど大きな影響を与えないが、景気低迷が長期化すれば、中小企業の倒産件数を大きく増加させたり、銀行の財務内容を著しく悪化させたりすると考えられる。

そのような事態が発生するのを回避すべく、政府は2012年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁の連名で「政策パッケージ」を公表した。

## 2. 「政策パッケージ」の概要

「政策パッケージ」は、銀行が中小企業の経営改善・事業再生の支援を行うに際し、その実効性を高めるために取り組むべき施策の枠組を示したもので、「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」、「企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携の強化」、「その他経営改善・事業再生支援の環境整備」の3つの柱で構成されている。以下では、この3本柱の内容について順を追って見ていくことにする。特に、中心的な位置を占める「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」の内容については詳しく見ていきたい。

### (1) 「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」

政府は「政策パッケージ」において銀行にコンサルティング機能をいっそう発揮することを求めているが、同機能の発揮については、中小企業金融円滑化法の1回目の延長が決まったのを受けて、2011年4月に金融庁が公表した「中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」にその詳細が記されている。

コンサルティング機能とは、銀行が日常的・継続的な取引関係を通じて中小企業の様々な経営上の課題を把握・分析した上で、高度な専門知識・ノウハウやネットワークを活用して、適切な助言等により中小企業自身の課題認識を深めつつ主体的な取組を促すとともに、最適で具体的なソリューション(経営課題を解決するための方策)を提案・実行することを指す。そして銀行は以下の手順に沿って、経営難に陥った融資先企業についてコンサルティング機能を発揮する、すなわち経営改善・事業再生を図ることが求められる。

第1に、経営課題の把握・分析と事業の持続可能性の見極めである。銀行は審査・モニタリングを通じて融資先企業の財務面、定性的な側面に関する情報を蓄積しており、そのような情報に照らして融資先企業の事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めなければならない。その際に考慮すべき事項は次の5つである。

- ・ 融資先企業の経営資源、経営改善・事業再生等に向けた意欲、経営課題を克服する能力

- ・ 外部環境の見通し
- ・ 融資先企業の関係者(取引先, 他の銀行, 外部専門家, 外部機関等)の協力姿勢
- ・ 銀行の取引地位(総借入残高に占める自行のシェア)や取引状況(設備資金/運転資金の別, 取引期間の長短等)
- ・ 銀行の財務の健全性確保

第2に, 最適で具体的なソリューションの提案である。銀行は融資先企業の経営課題を把握・分析し, 事業の持続可能性等を見極めた上で, その類型に応じて最適で具体的なソリューションを提案する。ソリューションは, 必要に応じて, 他の銀行, 外部専門家, 外部機関等との連携を伴うことになる。金融庁が例示するソリューションは図表7の通りである。

第3に, ソリューションが銀行と融資先企業, 必要に応じて他の銀行, 外部専門家, 外部機関等との間で合意された場合, 迅速にそれを組み込んだ経営再建計画の策定に取り掛かることになる。同計画は融資先企業が主体となって策定するのが基本であるが, 当該企業が自力で策定できない場合には, 銀行が積極的に同計画の策定を支援する。

また, 新規の信用供与については, たとえ貸出条件の緩和を行った企業であっても, 新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ, それが当該企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には, 積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うように努める。

最後に, ソリューション実行後には, 銀行は必要に応じて連携先と協力しながらソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに, 経営相談や経営指導を適宜, 行っていくなど, ソリューションの進捗状況を適切に管理する。

銀行がコンサルティング機能を発揮する手順はおよそ以上の通りである。銀行はさらに同機能を円滑に発揮するために, 組織内で①経営陣による主導性の発揮, ②本部による営業店支援, ③外部専門家・外部機関・他の銀行等との連携, ④同機能の発揮を支えるノウハウの蓄積・人材の育成, ⑤行員のモチベーションの向上に資する評価, ⑥監査について態勢を整備することが

図表7 事業の持続可能性等に応じて提案するソリューション(例)

事業の持続可能性等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関との連携
経営改善が必要な債務者(自助努力により経営改善が見込まれる債務者など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援するほか、貸付の条件の変更等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業診断士、税理士、経営相談員等からの助言・提案の活用(第三者の知見の活用)</li> <li>・ 他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し</li> <li>・ 地方公共団体、商工会議所、他の金融機関等との連携によるビジネスマッチング</li> <li>・ 産学官連携による技術開発支援</li> </ul>
事業再生や業種転換が必要な債務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付の条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生方策の策定</li> <li>・ 企業再生ファンドの組成・活用</li> </ul>
事業の持続可能性が見込まれない債務者(事業の継続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該債務者の取引先の事業等に悪影響が見込まれる債務者など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付の条件の変更等の申込に対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該債務者の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。</li> <li>・ その上で、債務整理等を前提とした債務者の再起に向けた適切な助言や債務者が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、債務者や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。</li> <li>・ その際、債務者の納得性を高めるために十分な説明に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慎重かつ十分な検討と債務者の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士、サービサー等との連携により債務者の債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討</li> </ul>

注：この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。たとえば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な債務者(金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない債務者、反社会的勢力との関係が疑われる債務者など)の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。

出所：金融庁(2011)、4-5ページ。

求められる。

ひるがえって「政策パッケージ」では、以上のような「金融機関によるコンサルティング機能の発揮」の意義が再確認され、銀行に同機能をよりいっそう発揮することを求めている。

## (2) 「企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携の強化」

「政策パッケージ」では、過剰債務を抱えてバランスシートの劣化・毀損が進んでおり、債権者間調整を要する中小企業については、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会を通じて事業再生を支援することを勧めている。そのような中小企業は図表7に照らすと、(経営改善ではなく)事業再生や業種転換が必要な債務者に該当しよう。政府はこうした見地から、以下の措置を講じることによって両機関の機能と連携を大幅に強化することとした。

機構については、専門人材の拡充、支援基準の見直し、デュー・デリジェンスに要する手数料の削減、協議会との円滑な連携を企図した企画・業務統括機能の強化と連携窓口の設置を行うこととした。協議会については、デュー・デリジェンスの柔軟化、第2次対応＝再生計画策定支援にかかる標準処理期間の設定(原則2ヵ月)、計画策定支援の目標件数の設定(2012年度に全体で3,000件)、専門人材の増員、第1次対応(窓口相談)の強化を行うこととした。また、両機関の連携を促すために情報共有、案件の相互仲介等協力体制の強化、機構・協議会間の「連携会議」の設置などを行うこととした。

## (3) 「その他経営改善・事業再生支援の環境整備」

「政策パッケージ」では、銀行が円滑にコンサルティング機能を発揮できるように、以下の措置を講じることにより、その環境を整備することとした。第1に、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援をより実効性の高いものにするため、協議会と機構を中核として、銀行、事業再生支援人材、中小企業関係団体、政府、地方公共団体等から成る「中小企業支援ネットワーク」を構築する。第2に、地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と(独)中小企業基盤整備機構が連携した形の

事業再生ファンド、つまり「地域再生ファンド」の設立を促進する。

#### (4) 「政策パッケージ」の問題点

「政策パッケージ」は、銀行が中小企業金融円滑化法からの出口戦略を講じる上でどのような指針にしたがうべきかを、政府が提示したものといってよい。その中心となるのは第1の柱「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」であるが、それに対して筆者は銀行が融資業務とどのように関連づけるのかが明示されておらず、そこが不十分ではないかと考える。その理由は次の通りである。融資業務は銀行にとっては最も重要な役割である金融仲介機能を意味するとともに、最大の収益源である金利収入を生み出す業務である。このように同業務は銀行業の根幹を成すのである。上述のように、銀行はコンサルティング機能を発揮する第1段階で(融資業務の一環である)審査・モニタリングにより蓄積した財務・定性情報に照らして融資先企業の事業の持続可能性等を見極めることを求められているが、その前提となっているのが次章で取り扱うリレーションシップ貸出である。つまり「政策パッケージ」は、銀行に対して暗にリレーションシップ貸出を中小企業金融円滑化法からの出口戦略に活かすことを要請しているのである。しかしながら、それは同貸出がすでに邦銀に定着しており、しかも理想的な形で行われているという想定に基づいているといってよい。なるほど、2003年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が公表されて以降、地域金融機関は同貸出に注力しているとされている。ところが、第V章で考察するように、同貸出はいくつか課題を指摘されており、現在のところ、けっして理想的な形で行われているとはいえない。筆者は、邦銀がリレーションシップ貸出の課題解決と基盤強化に努めることは、短期的な視点では、中小企業金融円滑化法からの出口戦略に資するが、それとともに中長期的な視点に立つと、同貸出は早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた融資方法のひとつであるため、融資先企業の事業再生支援＝再生支援業務の基盤強化につながると考える。

つまり、融資業務が銀行業の根幹を成し、したがって銀行が日常的に同業務に携わっているからこそ、リレーションシップ貸出をはじめ早期事業再生

を促進するメカニズムが組み込まれた融資方法に、銀行がより積極的に取り組むことによって中長期的に融資先企業の事業再生支援＝再生支援業務の基盤はいっそう強固なものになると考えられる。しかも2007年3月期に施行されたバーゼルⅡと13年に適用が始まるバーゼルⅢによって、銀行はできる限り早い段階での事業再生支援が必要となっている。このようにプルーデンス政策上も銀行は早期事業再生に取り組まなければならない。

要するに、筆者は「政策パッケージ」が単に「中小企業金融円滑化法からの出口戦略の構築」を目的としているにすぎないこと、つまり視野が短期的であるところが不十分であると考え。そして、過渡的な「中小企業金融円滑化法からの出口戦略の構築」を恒久的な「事業再生支援体制の基盤強化」につなげるには、銀行業の根幹を成す融資業務と結びつけることが重要であると考え。

そこで次章では、まず早期事業再生の意義を確認し、次に早期事業再生とバーゼルⅡ・Ⅲの関連について考察し、次に早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた融資方法である、リレーシヨシップ貸出、ABL、およびコベナンツ・ファイナンスについて考察する。

#### IV 早期事業再生を促進する融資方法

##### 1. 早期事業再生とバーゼルⅡ・Ⅲ

###### (1) 早期事業再生の意義

経営難に陥った企業にとって肝要なのは、できる限り早い段階で事業再生に乗り出すことである。いったん事業価値が劣化し始めると、企業は業績悪化、資金繰り難、従業員のモラル低下や優秀な人材の流出などが相次ぎ、企業は急速に経営体力を失っていく。このように、事業価値の劣化は時間の経過とともに加速度的に進行するため、いったんそれに見舞われた企業は、できる限り早い段階で事業再生に踏み出すことが必要となる。言い換えると、早期に着手すればするほど、企業は事業再生に成功する確率が高くなる。早期事業再生の意義はここに求められる。したがって、銀行は融資先企業について過剰債務を抱えてしまった段階で事業再生支援に乗り出すよりも、その前の段階で適切な措置を講じることのほうが重要であるといつてよい。

## (2) 早期事業再生とバーゼルII・III

バーゼルIIとは、BISのバーゼル銀行監督委員会がバーゼルIに代えて2004年6月に導入を決定した自己資本比率規制のことである。日本では2007年3月期にバーゼルIIに移行した。バーゼルIIの目的は自己資本比率の分母について算出方法を精緻化し、リスクの実態をより正確に反映したものとすることである。バーゼルIIIは、バーゼルIIに次ぐ新たな自己資本比率規制のことである。BISのバーゼル銀行監督委員会は2010年12月、バーゼルIIIに関する最終文書を公表した。周知のように、2008年9月のリーマン・ショックを契機に世界金融危機が勃発したが、そのような事態の再発防止に向けて、国際業務銀行に財務内容の改善を求めることになった。バーゼルIIIは各国内の法制化を経て2013年から段階的に実施され、19年には完全実施される。その過程で国内業務銀行への規制も検討されることになる。バーゼルIIIは「分子」に当たる自己資本の強化を主眼とし、自己資本比率の最低所要水準の引き上げと自己資本の質の向上を目指している。

バーゼルII・IIIと早期事業再生の関係に関する詳しい考察は加藤(2013)に譲る。ここでは同書の結論だけを示そう。バーゼルIIの導入に伴って、銀行は貸出債権の劣化を防ぐために、融資先企業についていったん事業の変調や事業価値の劣化を察知すれば、迅速に事業再生支援に乗り出すことが必要になった。それに加えてバーゼルIIIの導入に伴って、銀行は(不良債権の発生により)内部留保が減少することを防ぐためにも、できる限り早い段階での事業再生支援が求められることになろう。

前項で述べたように、元来、事業再生には一刻も早く乗り出すべきであることと、バーゼルII・IIIが銀行にできる限り早い段階での事業再生支援を求めていることにかんがみれば、銀行は今後ますます積極的に融資先企業の事業価値の劣化を未然に防ぐメカニズムが組み込まれた融資方法を取り入れていかなければならない。以下では、こうした認識に基づき、そのような融資方法として、リレーションシップ貸出、動産・債権担保融資、およびコペナント・ファイナンスを取り上げて考察を加える。

## 2. 早期事業再生とリレーションシップ貸出

リレーションシップ貸出とは、リレーションシップバンキングに基づく貸出を指す。ここでリレーションシップバンキングとは、長期・継続的な取引関係の中から、融資先企業に関する情報を適切に収集、分析、管理し、こうして蓄積された情報に基づいて融資など金融サービスを展開するビジネスモデルと定義される<sup>3)</sup>。

リレーションシップ貸出では、財務諸表などに表れる企業の外形的・定量的な側面(いわゆるハード情報)だけでなく、事業の成長性や経営者の資質、従業員のモラルなど企業の定性的な側面(いわゆるソフト情報)をも考慮して融資が行われる。特に中小企業については、融資に際して経営者の資質や技術力など長期・継続的な関係から得られるソフト情報を分析することが不可欠なことから、地域金融機関がリレーションシップ貸出の重要な担い手となることは明らかである。

リレーションシップ貸出は次のように早期事業再生を促進すると考えられる。銀行と企業が長期・継続的な取引関係の中で情報交換を円滑・適切に行うことができれば、銀行は融資先企業について事業の変調を素早く察知し、必要な手立てを講じることで事業価値が実際に劣化するのを防ぐことが可能になる。したがって邦銀は今後、経営戦略の見地からだけでなく、早期事業再生の見地からもリレーションシップ貸出をよりいっそう積極的に推進していくことが期待される。

## 3. 早期事業再生と動産・債権担保融資

動産・債権担保融資(ABL: Asset Based Lending)は、企業が保有する在庫(原材料、仕掛品、商品等)、機械設備(生産設備、加工設備、組立設備等)、売掛債権(売掛金、受取手形)などの事業資産を担保として、担保価値に基づいて短期の与信枠を設定する融資手法である。銀行は担保として適格な動産・債権の清算価値に一定の掛け目を乗じて融資基準額を設定している。

ABLは次の2つの点で早期事業再生に貢献しうる。第1に、融資先企業が早期事業再生に乗り出す場合、ABLを活用すれば銀行は円滑かつ迅速にニューマネーを供給できる。特に、融資先企業が従来の融資枠を使い切った

上で事業再生に乗り出す場合でも、ABLを活用することで銀行は新たにリスクをさほど負うことなく、事業再構築に必要な金融支援を行うことができる。

第2に、ABLを活用することで銀行・企業間のコミュニケーションの頻度は必然的に高まる。ABLでは、銀行が「債権保全」を図るには、融資後も随時、担保価値とそれを左右する企業の経営状況をチェックしなければならない。具体的には、銀行は、担保の残高管理を日次(売掛債権)または月次(在庫)で行うとともに、融資先企業に赴いて、売掛債権や在庫が勘定通りに存在するか否かを抜き打ち的に実地調査する(在庫であれば現物を、売掛債権であれば請求書をチェックする)。一方、企業は、貸借対照表や損益計算書などの基本的な財務諸表に加えて、借入枠報告書を銀行に提出し、在庫や売掛債権の内容を詳細に報告しなければならない。このように銀行は定期的に担保価値を調査・確認することで、在庫の変動に伴う売れ筋などの商品の把握や販売先の変更に伴う売掛債権のリスク増減の把握が容易になり、企業の経営戦略や業績をより正確に把握することが可能になる。つまり、銀行はABLを活用することで企業の実態をより正確に把握できるようになるのである。このように、ABLには、銀行・企業間のコミュニケーションを活発化させる効果が期待できる。また、この点でABLはリレーンシップ貸出と密接な関係を持ち、相乗効果を発揮しうると考えられる。

以上を総合すると次のように言えよう。銀行は融資先企業が早い段階で事業再生に乗り出す際に、ABLを活用できれば新たにリスクをさほど負うことなくニューマネーを供給でき、またABLは銀行・企業間のコミュニケーションを活発化させ、リレーンシップ貸出の基盤を強化すると考えられる。したがって、ABLは早期事業再生において大きな役割を果たすと結論づけられる。

#### 4. 早期事業再生とコベナンツ・ファイナンス

コベナンツ・ファイナンス(covenants finance; 誓約条項付融資)とは、債務者が一定の事項について将来の作為・不作為を約する契約上の条項を含む融資を指す。ここでコベナンツ(covenants; 誓約条項)とは、簡単にいえば、契

約書における債権者・債務者間の「合意事項」のことである。コベナンツは一般的に①アファーマティブ・コベナンツ (Affirmative Covenants；肯定的誓約事項)、②ネガティブ・コベナンツ (Negative Covenants；否定的誓約事項)、③ファイナンシャル・コベナンツ (Financial Covenants；財務誓約事項ないし財務制限条項) に大別される。その具体的な内容は図表8の通りである。

コベナンツ・ファイナンスは次の2つの点で早期事業再生を促進すると考えられる。第1に、銀行は月次試算表や決算書など財務資料の適時提出など

図表8 コベナンツの種類と内容

種類	内容
アファーマティブ・コベナンツ	債務者が融資期間中継続して行わなければならない義務(作為義務)を規定したもの。その代表例として法令遵守 (compliance)、許認可の維持、企業会計原則に基づく正確な財務諸表の作成、監査の受け入れ、財務諸表等必要な資料の適時提出、訴訟等重大な事象発生時における債権者への報告、事業継続に必要な損害保険の付保、税金および年金拠出金の適切な支払い、事業資産の維持・管理、担保目的物の適切な維持・管理、一定水準以上の外部格付の維持を挙げることができる。
ネガティブ・コベナンツ	債務者の融資期間中における制限・禁止行為(不作為義務)を定めたもの。事業内容の変更、M&A、会社分割、重要な資産の売却、第三者からの借入、他の債務への担保差し入れ、偶発債務、劣後的支払い(増配、自社株買い、劣後債・ローンの返済等)など借入金返済に支障を来たしかねない行為が制限・禁止されることになる。
ファイナンシャル・コベナンツ	債務者が融資期間中達成しなければならない財務指標を規定したもの。最低自己資本額など金額を具体的に定める場合や、レバレッジ・レシオ(例:有利子負債/EBITDA <sup>※</sup> )、インタレスト・カバレッジ・レシオ(例:EBITDA/支払金利)、フィックス・チャージ・カバレッジ・レシオ(例:EBITDA/(支払金利+資本的支出額+有利子負債約定返済額+税金支払額))など比率を具体的に取り決める場合がある。また、売上高、償却前営業利益、棚卸資産回転期間、取引先数など営業指標を含めることもある。債務者は四半期ごと、半期ごとなど定期的に財務指標や営業指標の開示を求められる。

注：EBITDA (Earnings Before Interest Tax Depreciation and Amortization；利払い・税金・償却前利益)とは、現金の流出を伴う費用だけを差し引いた利益を指し、税引利益に少数株主持分損益、支払金利、法人税、および減価償却費を加えることで算出される。キャッシュフローを重視する欧米企業では、M&AにおいてEBITDAを、企業価値を算出する際に用いることが多い。

出所：コベナンツ研究会(2005)を参照して筆者作成。

を通じて、融資先企業について事業の変調や事業価値の劣化を素早く察知できる<sup>4)</sup>。そうなれば、銀行は早い段階で対応策を施すことが可能になる。第2に、具体的な事項、数値を介在させることによって銀行・企業間のコミュニケーションの実効性を高められることである。この点でコベナンツ・ファイナンスはリレーションシップ貸出と密接な関係を持ち、相乗効果を発揮しうると考えられる。以上から、コベナンツ・ファイナンスは早期事業再生に大きな役割を果たすと結論づけられる。

## V リレーションシップ貸出の課題

前章では、第2節から第4節まで、早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた融資方法であるリレーションシップ貸出、ABL、およびコベナンツ・ファイナンスについて考察した。これら3つの融資方法の中でも、基盤となるのはリレーションシップ貸出で、ABLとコベナンツ・ファイナンスはそれを補完する役割を担うと考えられる。その理由は次の2つである。ひとつは、リレーションシップ貸出が銀行業の本質である情報生産機能と密接に関連することである。リレーションシップ貸出には、長期・継続的な取引関係の中から蓄積された情報、とりわけソフト情報を重視するという特色が見出せる。ここでリレーションシップ貸出を情報生産機能と関連づけて定義すれば、「審査(与信判断)に際して、長期・継続的な取引関係に依拠したモニタリングによって蓄積された情報、とりわけソフト情報を重視する融資方法」となろう。このようにリレーションシップ貸出は銀行業の本質と密接不可分の融資方法なのである。もうひとつは、リレーションシップ貸出が<sup>5)</sup>いかなる企業に対しても適用できるのに対して、現在のところ、ABLとコベナンツ・ファイナンスは適用対象が<sup>6)</sup>前者であれば中堅企業以上に限定され<sup>5)</sup>、後者であれば銀行と企業との力関係において銀行が優位に立つ企業に限定されることである<sup>6)</sup>。

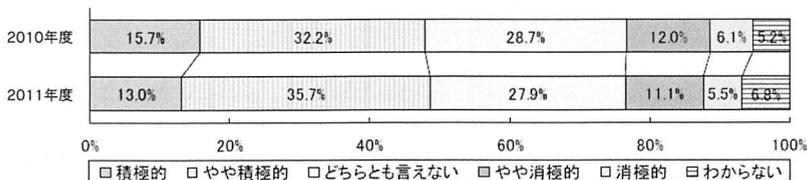
以上のように、早期事業再生を促進する3つの融資方法の中で中心的地位を占めるのはリレーションシップ貸出である。しかしながら、金融庁が2012年7月に公表した「地域金融機関の地域密着型金融の取組等に関する利用者

等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」によると、利用者等<sup>7)</sup>の地域金融機関の、地域密着型金融＝リレーションシップバンキングへの取組姿勢について、積極的评价是5割弱にとどまるといふ(図表9)。

そこで以下では、もっぱらリレーションシップ貸出についてどのような課題が存在するのか見ていくこととする。同貸出の課題として次の2つが指摘できる。ひとつは、リレーションシップバンキングの基本でありながら、企業とメインバンクの接触頻度がさほど高くないことである。図表10が示すように、メインバンクの接触頻度は2006年時点でその10年前に比べて大幅に減っている。銀行にとって融資先企業との接触頻度を高めることは早期事業再生に資するとともに、同企業の経営上の課題・ニーズを迅速かつ的確に把握し、経営支援<sup>8)</sup>を通じて同企業の生産性向上や規模の拡大につながると考えられる。図表11が示すように、面談頻度が高まるほど銀行の経営支援に対する融資先企業の満足度は高くなっている。以上にかんがみれば、邦銀は中長期的な視点に立って融資先企業とのコミュニケーションにより多くの経営資源を費やすこと、具体的には支店の増設と融資担当者の増員が必要であると結論づけられる。

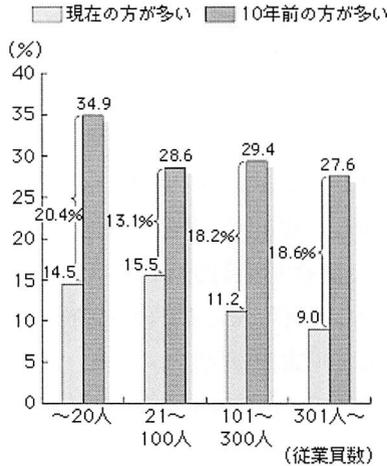
もうひとつは邦銀がリレーションシップ貸出を通じて入手・蓄積したソフト情報を与信判断や貸出金利に反映できていないことである。植杉・渡部(2010)によると、銀行が個々の企業の信用リスクをソフト情報で吟味した融資を行っているならば、その企業の信用リスクに応じて貸出金利は多様化するといふ。ところが実際には、周知のように、邦銀は低金利での融資に傾倒している。図表12が示すように、国内銀行の短期・長期貸出約定平均金利は

図表9 地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の取組姿勢



出所：金融庁(2012d), 5ページ。

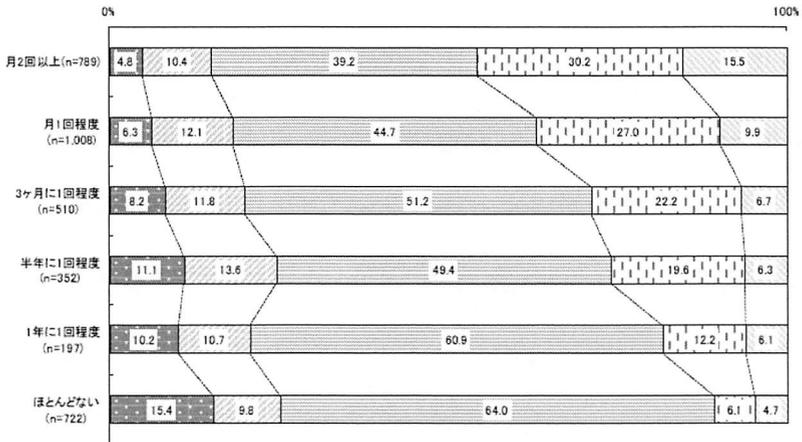
図表10 企業とメインバンクとの接触頻度



注：10年前と現在を比較して、接触頻度が「変わらない」と回答した企業を除いて集計している。

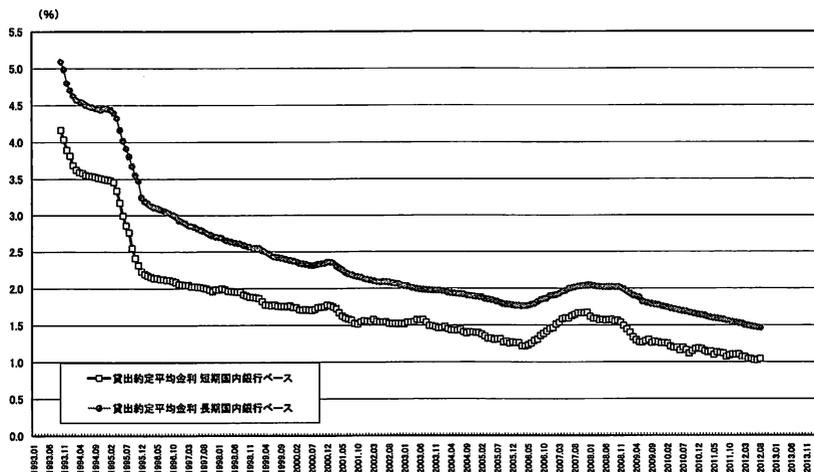
原資料：(株)東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」(2006年11月)。  
出所：中小企業庁編(2007)、第2-3-22図。

図表11 経営支援への満足度(面談頻度別)



出所：みずほ総合研究所(2012a)、27ページ。

図表12 国内銀行の貸出約定平均金利(月次)



原資料：日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』各号，日本経済新聞社公表データ。

出 所：(財)中小企業総合研究機構ホームページ；

<http://www.jsbri.or.jp/new-hp/statistics/data/kinyu1-2.xls>

1990年代前半から、ほぼ一貫して低下し続けている。それに加えて分散も低位で安定している。このような事実は邦銀がソフト情報を有効に活用できていない、すなわちソフト情報が与信判断や金利に反映されていない状態が続いていることを示唆する。そして植杉・渡部(2010)は、ソフト情報を活用するには、邦銀が従来よりも与信判断の権限を本店審査部から現場(支店)に委譲することが有効であると主張している<sup>9)</sup>。筆者は、銀行員がリレーションシップ貸出を推進するインセンティブを持ち続ける上で、植杉・渡部(2010)の主張は傾聴に値すると考える。もちろん、貸出金利が低下し続けている要因として、いわゆる「オーバー・バンキング」、(デフレ不況を背景とした)企業サイドの資金需要減少なども指摘できる。それらを解消する方策を別途、講じることによって貸出金利を多様化できる(≒引き上げられる)環境を整えることも必要である<sup>10)</sup>。

## VI おわりに

2013年3月末に中小企業金融円滑化法が期限切れを迎え、それとともに中小企業の倒産が急増し、かつ地域金融機関が多額の不良債権を抱えることになり、地域経済の疲弊に拍車がかかるのではないかという懸念が時折、報道等で見受けられる。そのような懸念は一部で「2013年問題」と称されている。第Ⅲ章で述べたように、金融検査マニュアルの改定は恒久化されており、短期的には、それは杞憂といってよい。しかし、景気動向にもよるが、長期的には中小企業の倒産が次第に増加し、それに伴って地域金融機関の財務内容も悪化していくかもしれない。それを防ぐには、もちろん「政策パッケージ」を参照しながら出口戦略を講じ、それを着実に実行することが必要である。しかし筆者は危機が去った後に旧来の経営スタイルに戻るのでは「元も子もない」と考える。

要するに筆者は、邦銀(とりわけ地域金融機関)は中長期的な視点から出口戦略を構築すること、すなわち恒久的な「事業再生支援体制の基盤強化」を視野に入れて出口戦略を講じなければならないと考える。それには、出口戦略と(銀行業の根幹を成し、したがって銀行が日常的に携わっている)融資業務を結びつけること、つまり出口戦略の基礎に、第Ⅳ章で取り上げた、早期事業再生を促進するメカニズムが組み込まれた3つの融資方法——リレーションシップ貸出、ABL、およびコベナンツ・ファイナンス——の確立を置くことが必要である。

### 脚 注

- 1) 石川(2012)における取引銀行数に関する先行研究のサーベイに照らすと、近年、中小企業の取引銀行数は増加してきており、浅井・高橋・千葉(2012)の平均取引銀行数3.5という仮定=数字は実態と比べ、やや少ないかもしれない。
- 2) 浅井・高橋・千葉(2012)によると、2012年3月21日開催の衆議院財務金融委員会において、銀行に対するヒアリングから、再申請率は約80%であることが政府側答弁で明らかにされているという。
- 3) リレーションシップバンキングという専門用語が一般に知られるようになった経緯

は次の通りである。周知のように、バブル経済崩壊後、邦銀は軒並み膨大な不良債権を抱えることになり、金融システムは不安定化した。いわゆる「不良債権問題」である。この問題の深刻化を受けて、政府は2002年10月に「金融再生プログラム」を公表した。同プログラムでは、大手行には不良債権の抜本処理を求める一方、地域金融機関については、「中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する『リレーションシップバンキング』のあり方を多面的な尺度から検討の上、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」とされた。これを受けて金融庁は2003年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表した。こうして地域金融機関については、融資先企業との関係性を強化することによって、不良債権問題の解決と地域金融の活性化が図られることになった。そして2003年度と04年度を「集中改善期間」に指定し、地域金融機関に対して行動計画の作成を求め、進捗状況を年2回開示することを義務づけた。続いて2005年3月には、金融庁は「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を公表し、05年度と06年度を「集中改善期間」に指定した。2007年度からは地域密着型金融の推進計画は恒久化され、地域金融機関はその進捗状況を年1回開示することになった。以上の経緯からリレーションシップバンキングという専門用語が広く一般にまで普及することになった。

- 4) 提出書類の正確性は、通常、融資先企業が提出書類に表明保証を付けることで担保される。虚偽の報告や提出遅延は期限の利益喪失事由に当たるため、必然的に企業は正確な内容の書類を作成・提出することとなる。
- 5) ABLの最大のデメリットは、銀行にとって多額の費用を必要とすることである。定期的に担保価値を調査・確認する作業は労働集約的で人件費など多額の固定費用を必要とし、さらにシステム投資も少なからず必要とされる。それゆえ、小口融資ではこうした費用を賄うだけの収益を上げることは極めて難しい。
- 6) 銀行が融資に際してコベナンツ、とりわけファイナンシャル・コベナンツを設定できるか否かは、結局のところ、銀行と企業との力関係に依存している。ファイナンシャル・コベナンツが多少なりとも経営の自由度や機動性を奪うことは確かであり、また経営者は一般に自身の経営上の裁量を最大限に働かせたいものであり、企業は容易にファイナンシャル・コベナンツの設定を受け入れるものではない。ここから分かるように、銀行は格付の高い企業にファイナンシャル・コベナンツを要求することは極めて難しい。ちなみに、日本よりもコベナンツ・ファイナンスが普及している米国においては、通常、格付がBBB以下の企業に対する貸出契約書にはファイナンシャル・コベナンツが含まれているが、格付がA以上の信用力の高い企業に対する貸出契約書には同コベナンツが含まれていない。また、日本経済は現在、いわゆる「オーバー・バンキング」の状況にあるといわれているが、これは銀行と企業との力関係において企業に有利に働くため、コベナンツ・ファイナンスを適用する上でマイナス要因となっている。

- 7) 利用者等は中小企業者498名, 商工会議所・商工会の経営相談員等449名, 消費生活センター職員等95名の計1,042名から成る。
- 8) 銀行の経営支援の内容としては, 企業の要請に応じて経済情勢や財務, 税務, 法務などに関する情報を提供すること, 企業が新規投資プロジェクトを立案, 組成, 実施するのに際して総合的に支援したり, M&Aや企業間提携, 産学官連携を斡旋・仲介したりして, 企業の事業展開をバックアップすること, 銀行が高度な専門知識・ノウハウと豊富な経験を活かして企業経営全般について助言・指導を行うことが挙げられる。
- 9) ただし植杉・渡部(2010)は, 権限委譲に当たっては, 銀行が融資担当者の評価基準を新規貸出件数など量的なものに置いている場合には, 権限を委譲しても担当者がソフト情報を顧みず貸出件数や金額の拡大競争に走る可能性があるため, 貸出担当者の評価基準には収益性の観点を導入することなどの措置を併せて導入することが必要であると主張している。
- 10) ミクロレベルでは, たとえば週刊東洋経済編集部(2002a)(2002b)において横浜銀行等のリスク適応型金利体系の実現に向けた取組が紹介されている。

#### 参考文献

- 浅井弘章・高橋俊樹・千葉真司(2012)『Q&Aそこが知りたい 金融円滑化の出口戦略』(財)金融財政事情研究会。
- 中小企業庁編(2007)『2007年版 中小企業白書』;  
[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h19/h19\\_hakusho/index.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h19/h19_hakusho/index.html)
- コベナンツ研究会(2005)『コベナンツ・ファイナンス入門』(社)金融財政事情研究会。
- 長谷川靖(2012)「ワンポイント・レク 中小企業金融円滑化法の出口戦略『政策パッケージ』の中身は何ですか?」『週刊金融財政事情』5月26日号, (社)金融財政事情研究会。
- 星 岳雄(2011)「日本の金融システムに隠されたリスク」『NIRA オピニオンペーパー』No.4, (公財)総合研究開発機構。
- 石川英文(2012)『地域中小企業向け貸出市場の現実』中央経済社。
- 加藤峰弘(2013)『事業再生と銀行』昭和堂。
- 経済法令研究会編(2012)『金融円滑化法終了と出口戦略Q&A』(株)経済法令研究会。  
金融庁ホームページ; <http://www.fsa.go.jp/>
- 金融庁(2011)「中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」;  
[http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/enkatuka\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/enkatuka_b.pdf)
- 金融庁(2012a)「金融検査マニュアル」; <http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf>
- 金融庁(2012b)「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」;  
[http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual\\_yokin/bessatu/y1-01.pdf](http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf)

金融庁(2012c)「中小企業金融円滑化法の施行状況の推移」;

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120719-2/02.pdf>

金融庁(2012d)「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」;

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2/01.pdf>

金融円滑化出口戦略研究会編(2012)『金融円滑化出口戦略』銀行研修社。

前田裕之(2012)「中小企業は強くなれるか」『日本経済新聞』<時事解説>全5回, 8月6日~10日連載。

みずほ総合研究所(2012a)『中小企業を取り巻く金融環境に関する調査報告書』(中小企業庁委託研究); [http://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2012fy/0025055.pdf](http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2012fy/0025055.pdf)

みずほ総合研究所(2012b)「地域金融機関における地域密着型金融の取組」;

[http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/s1\\_info/working\\_papers/pdf/report20120628.pdf](http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/s1_info/working_papers/pdf/report20120628.pdf)

内閣府・金融庁・中小企業庁(2012)「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」;

<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120420-2/01.pdf>

『日本経済新聞』関連記事。

西田直樹(2012)「『中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた政策パッケージ』について」『金融ジャーナル』7月号, 金融ジャーナル社。

小野有人(2007)『新時代の中小企業金融』東洋経済新報社。

週刊東洋経済編集部(2002a)「邦銀の利ザヤ拡大に立ちはだかる大きな壁」『週刊東洋経済』6月8日号, 東洋経済新報社。

週刊東洋経済編集部(2002b)「利ザヤ改善への長く険しい道のり」『週刊東洋経済』7月20日号, 東洋経済新報社。

帝国データバンク(2012)「第7回『中小企業金融円滑化法』利用後倒産の動向調査」;

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p121001.pdf>

植杉威一郎・渡部和孝(2010)「中小企業金融 日本の特徴と問題点——低金利の貸し出しに集中——」『日本経済新聞』9月14日付<経済教室>。

(財)中小企業総合研究機構ホームページ; <http://www.jsbri.or.jp/>

(財)企業共済協会(2012)「企業倒産調査月報」5月号;

<http://ri.bmaa.jp/home/kigyou-tousan-chousa-geppou/qi-ye-dao-chan-diao-cha-yue-bao/kigyou-tousan-chousa-geppou-htmlban/ping-cheng24nian5yue-hao-3yue-diao-zha-su-bao>